第

3883

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年11月17日火曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 源泉徴収が必要な報酬・料金等

A:次のような報酬等を支出する場合には、 源泉徴収が必要です。

【解説】

会社が次のような報酬や料金(報酬等)を支払う場合には、源泉徴収しなければなりません。

- ① 報酬等を受け取る者が個人で次の報酬等の 場合
- イ. 原稿料や講演料

ただし、懸賞応募作品の入選者などへの支払については、一人に対して1回に支払う金額が5万円以下であれば、源泉徴収は必要ありません。

- ロ. 弁護士、税理士、司法書士など特定の資格 を持つ人に支払う報酬等
- ハ. 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報 酬
- ニ.プロ野球選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、モデルや外交員に支払う報酬等
- ホ. 芸能人や芸能プロダクションを営む個人に 支払う報酬・料金
- へ. いわゆるコンパニオンやホステスなどに支 払う報酬等
- ト.プロ野球選手に対する契約一時金など
- チ. 広告宣伝のための賞金や馬主に支払う競馬 の懸賞金
- ② 報酬等を受け取る者が法人の場合 馬主である法人に支払う競馬の賞金







